

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
赤磐市	山陽地域(高月、高陽、西山地区)	令和5年3月24日	新規

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	645ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	453ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	242ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	37ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	30ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	70ha
(備考)	

2 対象地区の課題

当該地区においては、75歳以上の農業者が耕作する面積が、全体の3割以上となっている。また、そのうち後継者が未定・継承するか不明の農地が27%であり、地域内外の担い手への集積が急務となっている。

地域内の各地区における状況としては、基盤整備が進んでいる地区については、担い手への集積が進んでおり、引き続き、担い手への集積・集約を進める必要がある。基盤整備が進んでいない地区については、果樹等の高収益作物による担い手への集積・集約を進める必要がある。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

高月、高陽地区について、基盤整備済みの農地は、水稻およびキャベツの大規模担い手へ更なる集積・集約を推進する。また、基盤整備のできていない農地については、地域の共同活動による農地及び農業インフラの維持・管理体制を検討する。

西山地域について、果樹等の新規就農者を受け入れつつ、優良農地を担い手へ集積するとともに、地域の共同活動による農地及び農業インフラの維持・管理体制を検討する。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	希望地区
		別紙(省略)				
計	71		223 ha		70 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>○鳥獣被害対策 農作物被害防止対策事業(単市事業)等を活用し、電気柵や防護柵を計画的かつ効率的に配備し、被害の軽減を図る。また、地域による鳥獣害対策の集落点検マップ(侵入防護柵や檻の設置状況、目撃・被害発生場所等)づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。</p>
<p>○耕作放棄地の解消 耕作放棄地再生事業(単市事業)等を活用し、中心経営体を中心に荒廃農地の再生を図る。</p>
<p>○新規就農者の確保 関係機関と連携し、就農促進トータルサポート事業を活用すると共に、新農業人フェア等の相談会に参加し、新たな担い手の確保を進める。また、後継者や定年帰農者等へ就農の啓発も積極的に行っていく。 担い手の育成にあたっては、関係機関・団体との連携を密にするとともに、技術の習得が円滑に進むよう、研修体制の整備を進める。</p>
<p>○直接支払制度の活用 大規模な担い手への集約が困難な中山間地域等については、「日本型直接支払制度」の活用により、地域での維持・管理体制を確立する。</p>

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在	貸付け等の区分(ha)			
		貸付け	作業委託	売渡	計
1	山陽地域	6.2ha	0ha	1ha	7.2ha

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		作目	経営面積	作目	引受面積	農業を営む範囲 (引受希望地)
認農	〇〇 〇〇	果樹	200 a		a	
認農	〇〇 〇〇	果樹・水稲	130 a		a	
認農	〇〇 〇〇	果樹・水稲	230 a		a	
認農	〇〇 〇〇	果樹	120 a		a	
認農	〇〇 〇〇	果樹・水稲	100 a		a	
認農	〇〇 〇〇	果樹・水稲	330 a		a	
認農	〇〇 〇〇	水稲	790 a		a	
認農	〇〇 〇〇	水稲・大豆	1600 a	水稲	1000 a	高陽地区
認農	〇〇 〇〇	野菜	20 a		a	
認農	〇〇 〇〇	果樹・水稲	700 a	水稲	200 a	山陽地域
認農	〇〇 〇〇	果樹・水稲	170 a		a	
認農	〇〇 〇〇	果樹・水稲	260 a	水稲	170 a	西山地区
認農	〇〇 〇〇	果樹・水稲	60 a		a	
認農	〇〇 〇〇	果樹・水稲	360 a		a	
認農	〇〇 〇〇	果樹・水稲	1050 a	水稲	200 a	山陽地域
認農	〇〇 〇〇	水稲	2000 a		a	
認農	〇〇 〇〇	水稲	2000 a	水稲	1000 a	山陽地域
認農	〇〇 〇〇	野菜	1300 a	野菜	1000 a	山陽地域
認農	〇〇 〇〇	果樹	70 a		a	
認農	〇〇 〇〇	肉用牛	a		a	
認農	〇〇 〇〇	果樹	350 a	果樹	100 a	西山地区
認農	〇〇 〇〇	水稲	550 a		a	
認農	〇〇 〇〇	果樹・水稲	190 a		a	
認農	〇〇 〇〇	果樹・水稲	100 a		a	
認農	〇〇 〇〇	水稲	400 a		a	
認農	〇〇 〇〇	果樹	100 a		a	
認農	〇〇 〇〇	水稲	600 a		a	
認農	〇〇 〇〇	果樹	70 a		a	
認農	〇〇 〇〇	水稲	400 a		a	
認農	〇〇 〇〇	果樹	70 a	果樹	10 a	山陽地域
認農	〇〇 〇〇	果樹・水稲	210 a		a	
認農	〇〇 〇〇	水稲	780 a		a	
認農	〇〇 〇〇	果樹	80 a		a	
認農	〇〇 〇〇	花き	15 a		a	
認農	〇〇 〇〇	野菜	70 a		a	
認農	〇〇 〇〇	果樹	70 a	果樹	30 a	西山地区
認農	〇〇 〇〇	果樹・水稲	200 a		a	
認農	〇〇 〇〇	水稲・野菜	2500 a	水稲・野菜	2500 a	山陽地域
認農	〇〇 〇〇	果樹・水稲	860 a		a	
認農	〇〇 〇〇	果樹	80 a		a	
認農	〇〇 〇〇	果樹・水稲	130 a		a	
認農	〇〇 〇〇	果樹・大豆	80 a		a	
認農	〇〇 〇〇	果樹	55 a		a	
認農	〇〇 〇〇	酪農	a		a	
認農	〇〇 〇〇	果樹	150 a	果樹	50 a	西山地区
認農	〇〇 〇〇	果樹・水稲	60 a		a	
認農	〇〇 〇〇	水稲・野菜	410 a		a	
認農	〇〇 〇〇	水稲	420 a		a	
認農	〇〇 〇〇	水稲	100 a		a	
認農	〇〇 〇〇	果樹	120 a		a	
認農	〇〇 〇〇	果樹	110 a		a	
認農	〇〇 〇〇	果樹	45 a	果樹	20 a	山陽地域
認農	〇〇 〇〇	果樹	67 a	果樹	10 a	山陽地域
認農	〇〇 〇〇	果樹	40 a	果樹	25 a	山陽地域
認新	〇〇 〇〇	果樹	30 a		a	

認新	〇〇 〇〇	果樹	50	a			a	
認新	〇〇 〇〇	果樹	25	a			a	
認新	〇〇 〇〇	果樹	100	a			a	
認新	〇〇 〇〇	果樹	90	a			a	
認新	〇〇 〇〇	果樹	60	a			a	
認新	〇〇 〇〇	果樹	30	a			a	
	〇〇 〇〇	果樹	160	a			a	
	〇〇 〇〇	果樹・水稻	90	a			a	
	〇〇 〇〇	果樹・水稻	300	a	果樹	50	a	山陽地域
	〇〇 〇〇	果樹	20	a			a	
	〇〇 〇〇	果樹	100	a			a	
	〇〇 〇〇	果樹	100	a			a	
	〇〇 〇〇	果樹	0	a	果樹	100	a	山陽地域
	〇〇 〇〇	野菜	0	a	野菜	500	a	山陽地域
	〇〇 〇〇	果樹	109	a			a	
	〇〇 〇〇	果樹	54	a			a	
計	71		22290	a			6965	a

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。